

奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今は元気でご活躍のことと存じます。

さて、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、平成28年10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は、口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。最初の引き落としができないと、延滞となって、その状況から抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことのないよう、改めて《注意喚起》をします。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

もう一度、ご確認下さい。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話して下さい。なお、相談の際は、奨学生番号が必要です。

すでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

平成28年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されることとなっております。ご確認下さい。

皆さまのますますのご活躍をお祈りしております。

《日本学生支援機構の相談窓口》電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)